

障害者虐待防止連絡会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する障害者虐待防止連絡会(以下「連絡会」という。) に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 関係機関及び行政機関の組織的な取り組みによる連絡調整・体制整備の検討実施を行うことで、障害者等の虐待防止及び早期対応を図ることを目的に連絡会を設置する。

(構成)

第3条 連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 浜松市障害者相談支援事業所連絡会代表者
- (2) 障害福祉サービス事業者・障害者支援施設
- (3) 民生・児童委員
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 行政関係者(各区役所社会福祉課担当者・障害保健福祉課・障害者更生相談所・精神保健福祉センター・高齢者福祉課・子育て支援課等)
- (6) 警察担当者
- (7) 労働基準監督署
- (8) 弁護士
- (9) 学識経験者
- (10) 医師
- (11) その他 必要と認める者

(協議事項)

第4条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係機関相互の情報交換を通し、相互理解を深め方向性を一致させること。
- (2) 各関係機関がそれぞれの役割を明確にし、効果的に連携することで障害者の安全を図ること。
- (3) 被虐待者を取り巻く養護者等の支援に関すること。
- (4) 虐待事例に関わる体制的な取り組みに関すること。
- (5) 虐待防止及び啓発活動に関すること。
- (6) その他障害者虐待に関すること

(役員を選任)

第5条 連絡会に役員として代表1人及び副代表1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任の残任期間とする。
- 3 役員は再任することができる。

(役員職務)

第6条 代表は、連絡会の事務を掌理し、連絡会を代表する。

- 2 副代表は、代表を補佐するとともに、代表に事故があるとき又は、代表が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議の開催及び庶務)

第7条 連絡会は、必要に応じて開催し、庶務は浜松市障害保健福祉課が行う。

(守秘義務)

第8条 連絡会の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、構成員の2分の1以上の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。